

令和3年度版

港区学童クラブ 入会のご案内



港区ホームページ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

学童クラブ事業とは

小学生で下校後、保護者の就労などの事情で、家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として、児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等のほか、区立小学校内で実施する放課GO→クラブに学童クラブを設けています。

各施設においては、学童クラブの児童だけでなく、施設等を利用している児童や職員とも幅広い交流ができ、様々な活動に参加できます。

学童クラブ単独の活動もあり、子どもたちが楽しく過ごせるよう工夫しています。

担当職員が連絡帳・保護者会・個別面談等を通して、ご家庭と密に連絡を取り合い、子どもの成長を見守っていきます。

対象児童

【児童館等学童クラブ】 港区内に在住または、港区内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童

【放課GO→学童クラブ】 当該放課GO→学童クラブがある小学校に在籍または、当該放課GO→学童クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童

上記児童のうち、次のいずれかに該当する児童が対象になります。

- (1) 両親がいない世帯・ひとり親世帯で、保護者が就労等のため、児童を家庭で保護することができない場合
- (2) 両親が共に就労等のため、児童を家庭で保護することができない場合
- (3) 保護者が出産、病気、負傷、心身に障害がある等により、児童を家庭で保護することができない場合
- (4) 保護者が介護・看護（心身に障害のある方や、長期療養中の方）にあたっており、児童を家庭で保護することができない場合
- (5) その他、特に事情がある場合

在籍期間

入会後の在籍期間は、当該年度の年度末までです。

令和3年度の在籍期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

次年度に継続して利用を希望される場合は、改めて申請が必要です。

また原則として、2か月にわたり利用がない場合は、退会となります。

利用時間

曜日	利用時間
月～金曜日	放課後から午後7時まで ※ただし、学校休業日は午前8時から午後7時まで
土曜日	午前8時から午後5時まで ※ただし、学校がある日は放課後から午後5時まで

- ・学校休業日など給食がない場合は、お弁当を持参してください。
- ・児童の安全面に配慮し、午後6時を過ぎた場合は保護者によるお迎えをお願いします。

土曜日の学童クラブ

保護者（両親）が就労等により家庭で保護できない場合は、土曜日でも学童クラブを利用することができます。学童クラブ利用申請の面接時に別途お申し出ください。

おやつのご提供はありません。その他、利用方法や実施内容については、各学童クラブにご確認ください。

学童クラブの休日

日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）です。

学童クラブ育成料

月額 3,000 円（この他に別途おやつ代・お楽しみ会費がかかります。）

出席日数に関わらず、在籍している月は育成料がかかります（入会月や退会月において在籍期間が 15 日以下（土・日・祝日を含む）の場合、その月の育成料は 1,500 円になります。）。

支払方法は、口座振替または港区が発行する納付書によるお支払い（各金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口）です。是非、便利な口座振替をご利用ください。

パソコンやスマートフォンからも、インターネットを利用して口座振替の申し込みができます。専用QRコードからWeb口座振替登録受付サービス専用サイトへアクセスし、登録してください。



【育成料の減免制度について】

次のいずれかに該当する世帯は、所定の手続きにより、育成料が全額免除になります。

入会決定後、「育成料免除申請書」及び必要書類を港区役所子ども家庭課にご提出ください。

(1)生活保護受給世帯

(2)前年度区市町村民税非課税世帯 ※

(3)児童扶養手当受給世帯

(4)低所得世帯（生活保護受給世帯に準ずる世帯）※

(5)兄弟・姉妹で港区が運営する学童クラブを利用している第2子以降

なお、申請をしないと、育成料は免除になりません（申請した月から適用になります。）。

} 就学援助受給世帯を含む

※詳細は、P10、11のQ&Aを参照

おやつ代・お楽しみ会費

月額 2,000 円

直接、各学童クラブにお支払いください（支払方法は、各施設にお問い合わせください。）。

生活保護受給世帯には助成制度があります。入会決定後、各学童クラブにお申し出ください。

保険

学童クラブでは、活動中や移動中のケガや事故に備えて「団体総合補償制度費用保険」等に参加していますが、さらに補償を充実させたい方は、スポーツ安全保険（年間 800 円）にご加入ください（加入は任意です）。スポーツ安全保険については、直接各学童クラブへお問い合わせください。

港区学童クラブ児童見守りシステム（ミマモルメ）について

港区では、児童の放課後の安全・安心の確保のため、港区学童クラブ児童見守りシステムを導入しています。利用料は無料ですが、メール受信にかかる費用は負担していただきます。

専用 I C タグを持った児童が、学童クラブに入退室した際に通過履歴を電子メールで保護者の携帯電話等に送信します。

【対象児童】学童クラブの利用手続をし、利用の承認を受けている児童

【利用の申請】

- (1)学童クラブ児童見守りシステムを申込み場合は、利用申請書裏面（下部）の新規または、継続に○をつけてください。
- (2) I C タグ・ I D 票・メール登録の案内書が配布されますので、メールアドレスの登録をお願いします。

ご利用方法

- ・ランドセルのファスナー付のポケット等に、 I C タグを入れてご利用ください。
- ・ I C タグ自体に個人情報はありません。

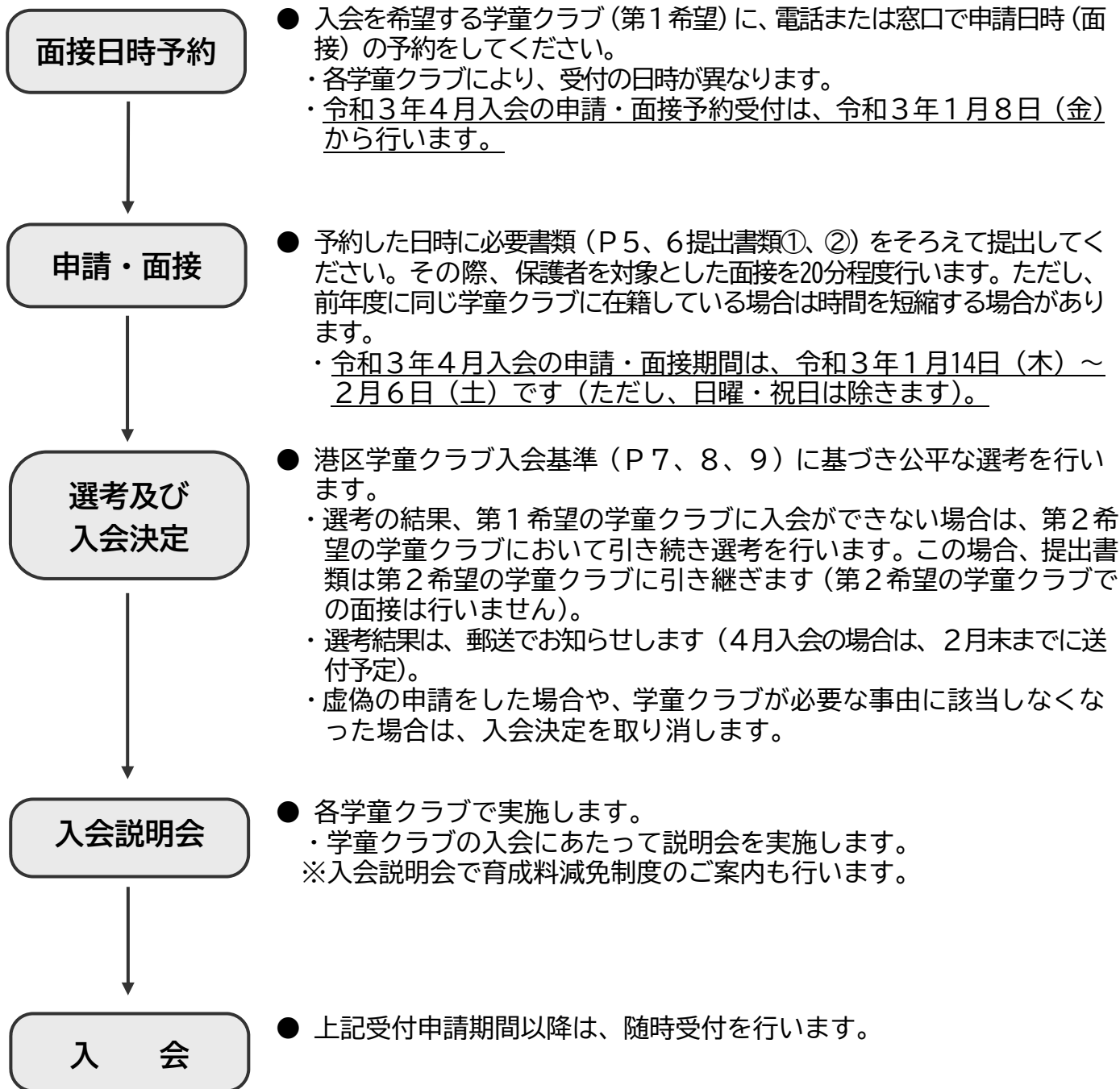
【注意事項】

- ・鉄や缶等の金属製品と密着させると反応が鈍くなります。
- ・水に浸けてしまうと壊れる可能性があります。
- ・ I C タグは、貸与品です。学童クラブをやめる際は、 I C タグを返却してください。
- ・ I C タグを紛失・破損した場合は、 I C タグを再交付する必要があります。再交付に要する費用 2,620 円（税込）は、利用者の責めによらない故障の場合を除き、保護者の負担となります。

入会手続き

(1) 入会までの流れ（令和3年4月利用申請分から）

※利用希望は第2希望まで記入できます。



(2) 提出書類

令和3年4月入会の場合は、令和3年4月1日現在（予定を含む）で記入してください。

①学童クラブ利用申請書

- ・鉛筆や消せるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。
- ・不規則勤務の方の場合、勤務時間等の欄には記入せず、勤務表を添付していただいても結構です。

②家庭で保護することができない状況を証明する必要書類

次に記載されているもののうち、該当する書類全てを提出してください。

(P 7、8、9 入会基準に対応)

保護者の状況		必要書類
就 労	外 勤	・勤務（内定）証明書＜外勤用＞（3か月以内に発行されたもの）
	自 営	・就労状況申告書＜自営業用＞ ・就労を証明する書類（開業届、営業許可証、確定申告書、登記簿謄本、受注書、請負契約書、源泉徴収票等いずれかのコピー）
出 産		・母子健康手帳のコピー（手帳の出産予定のわかるページ）
疾病・障害		・医師の診断書（意見書）、障害者手帳または愛の手帳等のコピー
介護・看護		・介護、看護の実態がわかる書類（被介護・看護者の診断書、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳等いずれかのコピー） ・タイムスケジュール表
求 職 中		・求職カード（ハローワーク発行）のコピー
就 学		・就学（予定）証明書 ・履修時間のわかるもの
育児休業		・勤務（内定）証明書＜外勤用＞（3か月以内に発行されたもの） ・育児休業給付金決定通知書のコピー

【注意事項】

- ア、自営業であっても法人（法人の代表者等）の場合は、外勤用の勤務証明書を提出してください。
- イ、自営業であってもア以外の方で、事業所等の代表者が保護者または保護者の3親等以内の親族の場合は、「自営」として必要書類を揃えてください。
- ウ、求職中で申請した場合、就労が決定次第、勤務証明書の提出をお願いします。入会后3か月経過しても就労が決まらなかった場合は、原則として退会となります。
- エ、記入いただいた事項と事実が異なる場合は、申請は無効（入会者は退会）となります。
- オ、タイムスケジュール表の書式は、所定の用紙をご利用されるか、任意の書式でも構いません。様式は、各学童クラブで配布しています。また、インターネットでもダウンロードできます。
- カ、生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書のコピーをご提出ください。

書類の配布場所

各学童クラブ、子ども家庭課（区役所7階）及び各総合支所管理課で配布します。
提出していただく書類は、インターネットでもダウンロードできます。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/kodomo/gakudoclub/index.html>

その他

- ①在籍する小学校に、学童クラブ入（退）会児童の通知をします。
 - ②勤務先等に変更があった場合は、勤務証明書を改めて提出してください。
 - ③住所等「利用申請書」の内容に変更があった場合は、「申請事項変更届」を提出してください。
 - ④入会要件に該当しなくなった場合は、退会していただきます。
 - ⑤選考の結果、ご希望の学童クラブに入会が認められなかった場合は、空きが出た際に選考の対象となります。申請書の有効期間は当該年度末までです。有効期間内に入会の必要がなくなったり、ご家庭やその他の状況に変更が生じたりした場合は、各学童クラブにご連絡ください。
- ※港区では、いただいた特定の個人を識別できる情報について、港区個人情報保護条例（平成4年港区条例第2号）の定めるところにより、適正な取り扱いを行います。

学童クラブ入会基準

【指数の算出方法】

保護者2名の基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

*ひとり親の場合には、父または母の基準指数に20を加え、さらに調整指数を合算します。

*指数の高い方から入会を内定します。同一指数となった場合には優先順位をもとに選考します。

基準指数

番号	保護者の状況(同居の親族その他の者が家庭において児童の保護に当たれない場合)			基準指数
	類型	細目		
1	就 労	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている	20
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている	17
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている	14
		週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている	17
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている	14
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている	11
		週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている	14
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている	11
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている	8
上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としている			8	
2	出 産	出産(出産予定月を中心に前後2か月、計5か月まで)		12
3	疾 病	入院(入院内定者を含む)		22
		居宅内療養	常時病臥、感染性、精神性	20
			常時安静を要する	14
一般療養	11			
4	障 害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級程度		20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		14
		身体障害者手帳4級		8
5	介 護 看 護	週5日以上 の 介 護・看 護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日以上 の 介 護・看 護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日以上 の 介 護・看 護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5

6	求 職	求職のため、日中外出を常態としている		2
7	就 学	週5日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		週4日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
8	育児休業	育児休業中で年度内に職場復帰（ただし、4月1日から6月末までに復帰予定の場合は、復帰後の就労形態に応じた基準指数を適用）		10
		育児休業中		8
9	災 害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合		20
10	特 例	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要ななど、明らかに保護に欠けると認められる場合		5～22

1 就労時間には、休憩時間を含む。

2 入会要件が2項目以上にわたる場合は、基準指数の高い方とする。

調整指数

番号	条件		調整指数
1	生活保護受給世帯		+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯		+8
3	入会申請児童に障害がある場合	(1) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級	+6
		(2) 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級	+4
		(3) その他上記に準ずる障害があると認められる人	+2
4	同居の児童に障害がある場合		+2
5	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため日中外出を常態の世帯（ひとり親世帯は除く）		+3
6	ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）		+2
7	入会申請児童の学年 （小学校5・6年生の加算なし）	(1) 小学校1年生	+6
		(2) 小学校2年生	+4
		(3) 小学校3年生	+2
		(4) 小学校4年生	+1
8	双子以上の申請をしている世帯（入会希望の申請児童に限る）		+1

9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1	
10	前年度平日の学童クラブ出席率が40%未満の児童（9月～11月を基準とする）※1	-2	
11	自宅で子どもを見ながら就労をしている者※1	-1	
12	自宅または被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯※2	+3	
13	大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない者	-3	
14	保護者の帰宅時刻（夜間勤務の場合は適用しない）	(1) 14時30分よりも前の場合	-6
		(2) 16時よりも前の場合	-4
		(3) 17時よりも前の場合	-2

※1 調整指数10及び11については、令和3年度の入会選考においては除外項目とします（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による特別事情として）。

※2 調整指数12は、基準指数の類型が「介護・看護」に該当する場合のみ対象となります。

優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位による。

1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある（やむを得ない理由で住民登録ができない場合を除く）
2	入会申請児童が学年の低い児童
3	ひとり親世帯・両親不存在
4	疾病世帯
5	障害者世帯（申請児童が障害を有する場合を含む）
6	就労世帯
7	前年度の出席率が高い児童（9月～11月を基準とする）※1
8	選考対象の学童クラブに同居の児童が入会済みの場合
9	同居の児童が同時申請の世帯
10	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
11	港区に在住している年数が長い世帯 （市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時移転前及び一時移転の期間も在住年数に含む）

※1 優先順位7については、令和3年度の入会選考においては除外項目とします（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による特別事情として）。

Q & A

Q 学童クラブに入会の申請をしたら、すぐに利用できますか？

A 提出書類の確認と入会選考を行うため、入会申請日から利用可能日までは2週間程度かかります。

Q 就労時間が月48時間を超えない場合でも学童クラブに申込みますか？

A 就労時間が月48時間を超えない場合は申込みできません。

Q 夏休みのみ利用したいのですが利用可能ですか？

A 希望する学童クラブの定員に空きがある場合は利用可能です。

Q インターナショナルスクールに在籍していますが、学年の点数はどう計算されますか？

A 生年月日で日本の学年に合わせ、調整指数を決定します。

Q 港区学童クラブ児童見守りシステム（ミマモルメ）のICタグは、医療機器に影響を与えますか？

A 医療現場で使われるPHSよりかなり微弱な電波を使用しているため、影響はありません。

Q 一か月学童クラブを利用しませんでした。学童クラブ育成料はかかりますか？

A 学童クラブの出席日数に関わらず、学童クラブに在籍している限り育成料がかかります。

Q 育成料について、前年度手続きした口座振替の情報は引き継がれますか？

A 口座振替を申請した際に記載した児童の情報は引き継ぎます。

Q 育成料について、前年度申請した減免情報は引き継がれますか？

A 前年度の減免情報は、引き継ぎません。年度ごと申請が必要です。

Q P3育成料の減免制度の欄に前年度区市町村民税非課税世帯とありますが、令和3年6月に当年度が出た場合どうなりますか？

A 4月から8月までは前年度（令和2年度）、9月から翌年3月までは当年度（令和3年度）の税情報をもとに決定します。

Q 低所得世帯（生活保護受給世帯に準ずる世帯）とはどれくらいの収入ですか？

A 就学援助制度と同様の考えで構築しています。令和2年中の世帯全員の所得額が、基準所得額以下に該当する方が対象となります。想定される世帯の例としては次ページのとおりです。なお、私立やインターナショナルスクールに通っている児童の世帯も対象となります。

(令和2年度の例)

世帯人数	家族構成 (モデルケース)	基準所得額の目安
2人	母 30 歳・子 (小1 = 6 歳)	約 297 万円以下
3人	父 35 歳・母 30 歳・子 1 人 (小2 = 7 歳)	約 362 万円以下
4人	父 40 歳・母 35 歳 子 2 人 (中1 = 12 歳、小3 = 8 歳)	約 436 万円以下
5人	父 40 歳・母 40 歳 子 3 人 (中2 = 13 歳、小4 = 9 歳、2 歳)	約 497 万円以下
6人	父 45 歳・母 40 歳・祖母 70 歳 子 3 人 (中3 = 14 歳、小5 = 10 歳、5 歳)	約 548 万円以下

※令和3年度は変更になることがありますのでご了承ください。

問い合わせ

入会の申請・面接予約受付は、各学童クラブで行いますので、入会に関するお問い合わせは、直接、入会を希望する学童クラブ（電話番号：令和3年度 港区内学童クラブ一覧）へお願いします。

港区芝公園1-5-25 港区役所7階

子ども家庭支援部子ども家庭課子ども青少年育成係 03-3578-2426

